

ご存じですか？

「民生委員・児童委員」

民生委員・児童委員は、皆さんの住んでいる地域の身近な相談役です。

今月号では、地域で活躍する「民生委員・児童委員」の活動を紹介します。



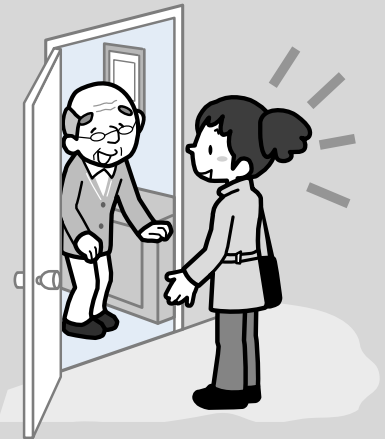
《民生委員・児童委員の活動》

民生委員の活動は「地域の社会福祉の推進」を目的として、児童委員も兼ねて、皆さんが安全で安心して暮らせるお手伝いをしています。

「民生委員・児童委員」の主な活動に

- ・福祉に関する心配事や相談を受け問題解決のサポート
- ・高齢者の健康状態や世帯状況の訪問調査
- ・ひとり暮らしの高齢者への声掛け、安否確認など見守り活動
- ・福祉に関する情報提供や関係行政機関との連絡調整などがあります。

これらの仕事をしている民生委員・児童委員の身分は、非常勤の特別職の地方公務員ですが、給与（報酬）は支給されないボランティアです。



● 民生委員・児童委員はどうやって決めるの？

各地区において候補者を推薦してもらい、審議する委員会の決定を経て、厚生労働大臣が委嘱します。

札幌市には平成22年12月現在2,735人の民生委員・児童委員（主任児童委員含む）が委嘱され、そのうち手稲区には170人の委員がいます。

● どんなことを相談できるの？

- ・ひとり暮らしのお年寄りの生活が心配…
- ・高齢者が詐欺などに遭っていないか心配…
- ・医療（介護）費の支払いや生活費が心配…
- ・高齢者や乳幼児、児童の虐待などが心配…
- ・不登校、いじめ、引きこもりが心配…

● 個人情報（相談内容）は守られるの？

民生委員には守秘義務があり、民生委員法第15条で、「その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守る」ことが義務付けられています。また、必要に応じて知識修得のための研修会にも参加しています。



《主任児童委員》

民生委員・児童委員の中には、地域の子どもに関することを専門に担当している「主任児童委員」がいます。手稲区では各地区2人、7地区で計14人の「主任児童委員」が活動しています。

「主任児童委員」の主な活動に

- ・いじめや不登校の相談
- ・児童虐待の早期発見や対応
- ・学校や児童相談所など関係機関との連絡調整
- ・地域の子育てサロンの運営や協力などがあります。

